

近代日本の宗教教育論の諸相—明治中期を中心に—

大正大学大学院文学研究科  
宗教学専攻 研究生  
齋藤 知明

序章 「近代日本の宗教教育論」の議論に対する視座と課題

序章では、本論が目指す到達点を示した。その際、これまでどのような研究がなされてきたのか、そして未解決な課題は何かを提示した。

明治中期（明治 20 年代～明治 30 年代）に数多くみられる宗教教育論を対象に、近代日本における宗教と教育の関係を検討することは、現代日本における宗教と教育の関係、政教関係、そして「宗教の本質」を考えることにつながる。特に、明治中期は、宗教と教育の関係が揺れていた。それは、明治 23 年に教育勅語が登場した後も、である。

そのような状況を鑑み、本論は、「宗教」や「教育」が定着していく近代日本において、宗教は教育とどのような関係性で語られたのか、あるいは教育は宗教とどのような関連で語られたのかを探った。そして、「教育」との関わりにおいて、「宗教」がどのように変化していったのか（変化させられたのか）を明らかにすることを目的とした。

さらに具体的に述べれば、明治中期の宗教教育論で争点となる「宗教の本質」と「宗教的情操」をキーワードにして論を進めた。「宗教的情操」は、現代でも「宗教的情操教育」などで使われる言葉である。本章では、さらに「宗教的情操」の歴史とそれをめぐる研究課題に触れた。「宗教的情操」という文言が、政策のなかで採用されたのは昭和 10 年の文部次官通牒であり、研究もその時期のものに集中している。先行研究では概ね、文部次官通牒は、結局「教育勅語の宗教化」「国民精神総動員」のためだったとの評価をされてきた。しかし、日本に初めて宗教的情操が登場した明治 20 年代から、本当にそのような意味が付されてきたのかはわかっていない。

明治中期の宗教教育論を注意深く見ていくと、「宗教的情操」やその言葉の前提となる「宗教の本質」概念を散見できる。そして、その概念の登場が一因となって、それまでの特定の宗教、特定の宗教者、特定の宗教団体をいよいよとする宗教教育論から、全く異なる次元の宗教教育論へと変質したのである。その「変質」の状況をそれぞれの章で論じた。

第 1 章 教育雑誌にみられる宗教教育論

第 1 章は、本論の総論的な性格を持たせた。ここでは、明治 10 年代に創刊され、明治 20 年代を継続して発刊した教育雑誌である『大日本教育会雑誌』と『教育時論』を扱い、明治 20 年代における宗教教育論を通読した。これにより、①論争に発展する宗教教育論は結局何を争点としていたのかを明らかにした。また、②当時の主流な宗教教育論とそうでない宗教教育論を判別した。

前者から論じていきたい。教育勅語が登場する直前の明治 20 年前後に、日本の道徳の標準に何を設定すべきかをめぐって論争がおこなわれた。これは「徳育論争」と呼ばれ、主に

## 論文要旨

教育雑誌が論争の舞台となった。その発端は加藤弘之の宗教利用論（明治 20 年）である。加藤は、愚昧な庶民を教化する手段は未開な宗教者に任せればよいと論じた。ここに二重の愚民観をみることができるのだが、道德教育に宗教者を配置することによって、時代に適合しない宗教は廃れ、時代に適合する宗教は生き残ることが期待されていた。つまり、加藤は社会進化論を援用しながら宗教を道德教育に用いるべきだと主張したのであった。加藤の論に対して多くの宗教者や教育者が教育雑誌に投稿することによって反論を試みた。ある論者は自身が所属する宗教こそ学校教育で教えるべきだと説き、またある論者は日本の国民性に相応しい新しい宗教を作るべきだと主張した。もちろん、宗教は学校教育に相応しくないという論者も多くいた。しかし、宗教教育肯定論者も宗教教育否定論者も何を主題として論を戦わせていたかと言えば、宗教は日本において道德の標準たりうるか否かという点であった。結局、明治 23 年に教育勅語が登場したことによってこの論争は終止符を打たれたが、この時代における宗教の立場が明確になった契機であったともいえる。

次に、教育勅語が登場した直後の明治 26 年に、宗教は教育勅語の理念と衝突するの否かという論争がおこなわれた。こちらは「教育と宗教の衝突論争」と呼ばれ、『教育時論』が主たる戦場となった。論争の発端は帝国大学哲学科教授であった井上哲次郎が発表した「教育と宗教の衝突」と題した論文であった。この論文の趣旨は、主にキリスト教が「忠君愛国」を理念とした国家主義に反しているために、教育勅語とキリスト教は「衝突」としていると警告するものであった。つまり、「国家主義」に反する性格を宗教は持っているとは分類されるのである。当時の道德の標準は、教育勅語を理念とした国家主義であり、宗教は国家主義に対するカウンター思想としてのみ捉えられた。教育勅語と同様に、大日本帝国憲法による信教の自由の精神が定着をみせ、学校は「公」、宗教は「私」といった公私分離論が日本の教育界・言論界に根付いていった過程を明治 20 年代後半にみることができた。

以上が主流な宗教教育論である。明治 20 年代は、大日本帝国憲法の公布・施行、教育勅語の登場、そして日清戦争の勃発・勝利などもあり、否が応でも国家を意識した言論が主流となった。それにより、教育界も国家主義的性格が高まっていったことがわかるだろう。他方で宗教は、国家主義に賛同しようがしまいが関係なく、「私」の位置へ追いやられることになったのである。

さて、後者である。ここまで論じてきた話題とは別に、教育雑誌では、主流な論争とはまた異なる独自の宗教教育論も確認できた。これらの議論は、個別の宗教宗派を教育に用いようとする主張とは対照的に、「信仰」や「宗教心」、「宗教的情操」といった表現を使って、「宗教の本質」を探ろうとしていた。そして、その「宗教の本質」を学校教育で扱えることができるかどうか問われたのである。これらの議論はすべてが単発であり、議論の連続性をみることができなかったが、国家主義的な教育の議論とは異なる文脈で語られていた。

## 第 2 章 「宗教的情操」の誕生—能勢栄と明治 20 年代—

第 2 章では、能勢栄という明治 20 年代に活躍した教育学者の思想と翻訳書を対象に、「宗教的情操」がどのような文脈のもと日本で使われ始めたのかを明らかにした。能勢は、これまで教育史研究であまり脚光を浴びてこなかった教育学者であるが、明治 20 年代に残した学術書や翻訳書は数多くある。能勢の著作は、黎明期の日本の教育学を支えた。

能勢が翻訳した海外の著作は、そのほとんどがヘルバルト主義教育学に関するものであ

## 論文要旨

った。ヘルバルト主義教育学は、ドイツの教育学者ヨハン・フリードリヒ・ヘルバルトが提唱した教育学説を、教育現場で応用可能にするために弟子たちが修正発展させた教育理論である。この教育理論が明治 20 年代に輸入されるや否や、日本の教育界はヘルバルト主義教育学に染まっていく。ヘルバルト主義教育学の特徴は、目的は人間の道徳的品性の陶冶として据え、方法は心理学によることにある。ヘルバルト主義教育学のなかでも重要な概念とされた「情操」は、明治 20 年代の日本の教育界で多く使われることになる、

そして、能勢が訳したヘルバルト学派・ガブリエル・コンペーレの『教授論』は、日本に「宗教的情操」を紹介した最初期の著作であった。フランスの教育学者コンペーレは、宗教を学校から排除すべきと主張した世俗主義者で、能勢もコンペーレと同様の姿勢をみせていることから、コンペーレの思想の影響を受けていると推察できる。

コンペーレは「宗教的情操」を「宗教の本性への自然な執心」と定義している。これは、特定の宗教宗派を超えた「神の観念」による「道徳的命令を遵守する」という感情である。「神の観念」は、人間が普遍的に持っているものと規定されるが、つまるところ、「(神でもなんでも) 信じる」という行為には、「道徳的命令を遵守する」という機能が存在するとコンペーレは考えていた。この思想が、能勢などのヘルバルト主義教育学を翻訳した教育学者によって日本に輸入され、日本においても特定の宗教宗派の枠に定まらない「宗教の本質」という概念が広まったものと考えられる。

興味深い点は、このような意味合いを持つ「宗教的情操」という概念が、「コンペーレー能勢栄」という、宗教を教育から排除すべきと考えている世俗主義者から発信されたことである。明治末期から大正期にかけて宗教教育熱が高まり、昭和戦前期においては学校教育に宗教を用いるべく政治的に「宗教的情操」の概念が利用されるというその後の歴史を考えると、明治 20 年代段階ではそれとは対照的な位置に「宗教的情操」は置かれていたのである。

### 第 3 章 「宗教的情操」の拡大—明治 20、30 年代の宗教教育論から—

第 3 章では、明治 30 年前後に散見できた「宗教の本質」論と、「宗教の教育利用」論を扱った。明治 32 年に宗教教育を学校でおこなうことを禁止する訓令 12 号が出され、いよいよ学校教育に宗教は立ち入れなくなった。一方で、教育勅語による道徳教育もその方法論が見当たらないまま迷走していた。

そのような状況で、井上哲次郎は「宗教の将来に関する意見」と称する評論を世に出した。井上は、あらゆる宗教には一つの共通の本質があり、それは「倫理」と説く。世界のあらゆる宗教を比較すると、宗教は人間を道徳的行動に至らしめる実践倫理を持っていることがわかった。神や仏といった各宗教宗派における形而上の存在は、その実践倫理を具体化しただけである。したがって、この実践倫理を抽出すれば、特定の宗教宗派によらない宗教教育が可能である。このように井上の論は展開され、あらゆる宗教に共通とされる実践倫理は「倫理的宗教」と名づけられた。「倫理的宗教」は「宗教の本質」であり、道徳教育が衰退している現状を克服する切り札として、井上は「倫理的宗教」の学校教育利用を提唱したのであった。

井上の「倫理的宗教」の提唱は教育界・言論界に論争を巻き起こした。この論争は、後に第 2 次「教育と宗教の衝突論争」と称されるほどであった。しかし、この時代に井上が「宗教の本質」である「倫理的宗教」を学校教育に利用しようと提唱したことは、決して突飛な

## 論文要旨

ことではなかった。第2章でもみてきたように、明治20年代にはすでに「宗教の本質」に類似した概念として「宗教的情操」が教育界で論じられていたのである。

この章では、哲学者・大西祝、仏教哲学者・鈴木大拙、仏教史学者・村上専精、心理学者・元良勇次郎の4人の代表的な知識人による宗教教育論を扱った。「倫理的宗教」とは言わないまでも、それぞれ「宗教的信仰」「一種の世界観」「信仰心」「宗教的思想」「神秘的部分」などの表現を使いながら、各知識人ともに宗教一般の共通性を見出し、それを学校教育に用いるべきと主張していたのであった。

この時代、「宗教の本質」を明らかにし、それを教育に援用するべきだという議論が多くみることができた。この議論が明治20年代におけるヘルバルト主義教育学に影響を受けた「宗教的情操」と軌を一にしているかは不明であるが、特定の宗教宗派の枠組みにとらわれない宗教理解をしていたという点では共通であったといえる。

### 第4章 宗教と教育の関係—澤柳政太郎の宗教思想・教育思想—

第4章は、明治20年代、30年代に主に文部官僚として教育行政の中心的位置にいた澤柳政太郎の教育思想・宗教思想から、当時の宗教と教育の関係を描写することを試みた。

なぜ澤柳を扱うのか。澤柳は自他ともに認める篤信の仏教信仰家であり、大谷尋常中学校長・大谷派教学部顧問や、雑誌『宗教教育講座』の監修、大正大学初代学長などを歴任するなど、当時の知識人と比べて宗教に親しかった経歴を持つ。それにも関わらず、教育行政では一貫して宗教と教育を分離する姿勢を取っていた。

明治30年代前半の教育行政は義務教育制度の充実が図られていたが、その中心にいたのが普通学務局長を務めていた澤柳であった。明治32年成立の私立学校令や改正中学校令、そして訓令12号の成立過程にも澤柳は大きく関わっている。当時の宗教に近い知識人のなかには、このような教育行政に際しても、学校教育で宗教を教える有効性を説いた者も多数いた。しかし、澤柳は、宗教と教育は分離すべきであるとの考えを持っていた。どうして澤柳はその考えに至ったのか。

澤柳は、宗教と教育は「安心」や「信念」を持たせること、そして「人格の完成」を目的としている点で「両者は調和すべき」と考えていた。しかし両者は、目的は同じであっても、役割や性格が異なっていた。学校教育は、ある一定の年齢の時期に限ってかかわることができる。つまり、有限である。道德教育と同様に知識も教えなければならない。限られた時間のなかで、深遠な理想を持つ宗教を教えることは現実的ではない。一方で、学校卒業後はいくらでも宗教の思想にふれることができる。「人格の完成」を果たすためには、宗教に主体的に触れ、有限な学校教育の期間では決して得ることができない「安心」や「信念」を獲得するべきである。このように澤柳は考えていた。これが、澤柳流の宗教と教育は調和すべき、との思想であった。

一方で、「宗派色を抜いた宗教教育」について澤柳はどのような考えを持っていたのか。これについては非常に否定的な見方をしている。澤柳は、宗教を理解しようとするならば、どうしても宗派的な色彩を用いなければならないと考えていた。澤柳にとって「宗教心」とは、人間の有限性を理解した後にそれでも無限を求めようと努力する心と定義された。無限性を追い求めるためには、言葉で単純に「無限を追い求めろ」といっても無駄であり、何か宗派的な「ストーリー」が必要と考えていたのである。

## 論文要旨

以上のような思想を澤柳は持っていたのだが、宗教と教育の関係を考えるうえで重要なことが示唆されている。それは、両者が目指す目的は共通している、ということを経典の文部官僚の一人が考えていたという点である。澤柳の思想を一般化することはできないが、決して特殊な考えでもなかったのではないだろうか。明治20年代まで「未開」や「愚昧」とまで形容された宗教であったが、明治30年代においては「人格の形成」に必要な要素と捉えられていたのである。ただし、これは宗教者・宗教団体が「必須」とされたわけではなく、あくまでも宗教が持つ道徳的行為に至らしめる思想のみが重視されたことには注意しなければならない。そのような意味では、第3章で論じた「実践倫理」としての「宗教」が重要であると説いた井上哲次郎と宗教理解は共有している。一方で、井上哲次郎と異なった点は、宗派的な宗教そのものが学校外で必要であると考えていたことである。

### 第5章 宗教と道徳の関係—澤柳政太郎の信仰と道徳教育—

第5章は、引き続き澤柳の思想を扱った。宗教と教育は分離すべきと考えた澤柳であったが、それではどのような理念を持って道徳教育をおこなったのかを明らかにした。

澤柳の道徳教育論には、「信仰」を重んじるという特徴がある。この「信仰」は、何かの宗教を信じることに限るものではなく、いわば「何かしらを信じる信念を持つ」ということを意味している。澤柳にとって、「信仰」を持つことは、たとえば罪悪感から来る苦痛を取り除くために必要であった。また、「人格の完成」のためには、「何かしらを信じる信念を持つ」ことが必須として考えていた。

この信仰観は、澤柳が著した修身教科書においても垣間見ることができる。宗教を教育から分離することを強く主張した澤柳は、この「信仰」を学校で教えるために、宗派色を抜いた表現を使って説明した。それは「情操」「良心」であった。この2つの概念を用いて、澤柳は人格形成のためには「何かを主体的に心のよりどころにする」ことが重要であることを説明した。

ここまでみてきたことから、澤柳の信仰論と道徳論は、「何かを主体的に心のよりどころにする」ということで共通であった。それでは、宗教と道徳を分けるものとはなんだったのか。澤柳の日本文化論から推測すると、澤柳は、道徳とは普遍的なものではなく国家に依拠する特殊なものであるとの考えを持っていた。しかし、日本の道徳は決して日本の思想だけで発展してはこなかったことを強調していた。澤柳は、日本人は「同化力」によって、仏教や儒教などの外来思想を日本固有の文化と結び付けていったとする。

ここで澤柳は、教育勅語が示す「忠孝愛国」を日本固有の道徳としながらも、宗教思想と「同化」しながら発展していったことを認めている。しかし一方で、日本の教育は宗教と関係ないことを主張していた。先述の「同化力」によって、日本にある外来の宗教思想はすでに日本の道徳思想となっていることが確認されたため、そこに仏教的要素、儒教的要素があろうとも、もはや「宗教」ではないのである。

日本固有の道徳には、宗教思想が源流にある点を澤柳は自覚していたことがわかる。すなわちそれは、宗教思想が時間的な経過とともに「同化」し日本の道徳に変化したということである。その日本固有の道徳は、最終的に教育勅語として結実したと澤柳は論じた。「同化」理論によって、まるで自然の流れで教育勅語が日本固有の道徳として成立したと思わせるような論理であった。

## 論文要旨

澤柳も明治 20 年代に大学でヘルバルト主義教育学を学び、そしてヘルバルト学派ケルンの翻訳本も刊行している。澤柳の宗教や教育を捉える思想は、ヘルバルト主義教育学に大きく影響を受けているといってもよいだろう。宗教を教育から排除したうえで、「良心」「情操」を道徳教育で重視した点では、2 章でみた能勢栄と共通である。すなわちそれは、「何かしらを信じる信念を持つ」といった感情や行為を、教育的価値のあるものとして捉えていたということである。澤柳は、道徳教育論を語る際、「宗教」や「宗教的情操」という言葉を使用してはいなかった。しかし、そのような言葉を使わなくても、「信仰」の重要性を提示し、日本の道徳教育で教えることを可能とした。その一例をみせたのが澤柳であった。

### 補論 1 昭和前期における「宗教的情操」教育

終章に入る前に、2 つの補論を加えた。この補論は、「宗教的情操」概念を代表する「宗教の本質」論が日本で議論され始める明治中期を対象としたものではない。しかし、その後の展開を簡単に俯瞰し、今後の課題の見通しをつけるために加筆した。

補論 1 では、昭和前期の宗教教育雑誌『教育と宗教』を扱い、当時の「宗教的情操」論がどのようなものか検討した。そこでわかったことは、昭和 10 年の宗教的情操涵養を目的とした文部次官通牒前後では、宗教的情操教育が持つ理念（国民精神作興）や具体的な教育法は、通牒前後ではさほど変化がなかったことである。

### 補論 2 現代日本の道徳副読本における「生命尊重」「畏敬の念」

補論 2 では、現代日本における道徳副読本を対象に、「宗教的情操」概念と親和性の高い「畏敬の念」概念がどのように教材として扱われているかを検討した。ここでは、「宗教的情操」「畏敬の念」に関する議論は、本論での舞台となった明治期から変わらずに結論は出ていないということがありありと見ることができた。「畏敬の念」の涵養は国側も重要であると示しているものの、具体的な教育法はついぞ見つかっていない。

## 終章

終章では、各章のまとめと本論全体で明らかになったことを論じた。

本論では、大正期・昭和戦前期における宗教教育論の展開を考えると、主流にならなかったが、しかし重要な宗教教育論を中心に考察を重ねた。それは、学校での宗教の利用をめぐる「宗教の本質」に関する議論がされていたということである。この「宗教の本質」に関する議論の文脈のなかで「宗教的情操」という言葉は使われ、また、他の表現でいえばそれは「倫理的宗教」であったし、「信仰」「良心」「情操」でもあった。

「宗教的情操」に代表される「宗教の本質」の概念は、明治 20 年代、まずはヘルバルト主義教育学導入の流れから日本にもたらされた。能勢栄など、ヘルバルト主義教育学に関する翻訳書を多く刊行した教育学者がその担い手となった。また、「宗教の本質」概念は、明治 30 年前後に、日本の道徳教育をどうすべきかという議論のなかでも論点となった。一方で、「信仰」の重要性を理解していた澤柳は、代わりに「良心」「情操」概念を用いて、宗教性を脱色しながら学校教育で「信仰」を教えることに努めた。しかし、彼の目指した道徳教育は、「宗教の本質」を教育に利用しようとした論者たちと、構造上大きく異なるわけではなかった。

## 論文要旨

今後の最も大きな課題は、明治 20 年代に登場した「宗教的情操」概念が、なぜ政治性を帯びた昭和 10 年の文部次官通牒につながったのか、である。明治末期、大正期において「宗教的情操」にどのような思想的変遷があったのかを解明しなければならない。